

地域再生法の一部を改正する法律（令和元年12月6日公布）

※公布の日から起算して1月を超えない範囲内において政令で定める日から施行

法案の趣旨

人口減少社会に対応した既存ストックの活用による「多世代共生型のまち」への転換（住宅団地の再生、空き家を活用した移住促進、公的不動産の利活用）を図ることにより、地方の魅力を向上

法案の概要

1. 地域住宅団地再生事業の創設【第5条第4項第11号・第5章第12節】

居住者の高齢化等により多様な世代の暮らしの場として課題が生じている住宅団地について、生活利便施設や就業の場等の多様な機能を導入することで、老若男女が安心して住み、働き、交流できる場として再生



高齢者施設や店舗の誘致



コミュニティバスの導入等



住宅をシェアオフィス等として活用



若者世代の入居と多世代交流の促進

住宅団地再生に係る課題への総合的・一体的な取組

市町村が、区域を定めて、多様な主体と連携して住宅団地再生のための総合的・一体的な事業計画を作成することで、住宅団地再生に係る各種行政手続をワンストップ化し、スピーディーに住宅団地再生を実現

多様な建物用途の導入

- ・用途規制の緩和手続【第17条の37～第17条の39】
- ・都市計画決定・変更手続

地域交通の利便性向上

- ・コミュニティバスの導入等に【第17条の43～第17条の51】
- 必要な許認可手続

介護サービス等の充実

- ・有料老人ホームの届出、【第17条の40～第17条の42】
- 介護事業者の指定手続

まちづくりの専門的知見の活用

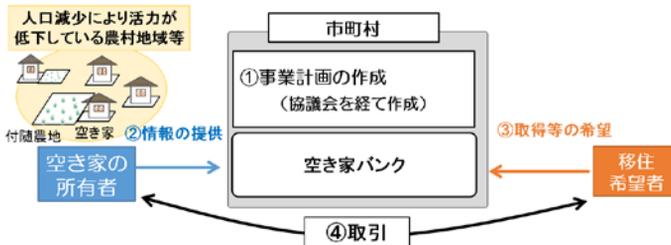
- ・UR（都市再生機構）による【第17条の52】
- 市町村へのノウハウ提供



2. 既存住宅活用農村地域等移住促進事業の創設【第5条第4項第12号・第5章第13節】

「農地付き空き家」等の円滑な取得を支援することで、農村地域等への移住を促進

「農地付き空き家」等の円滑な取得を支援することで、農村地域等への移住を促進



移住者に対する空き家・農地の取得の支援

市町村が作成する移住促進のための事業計画に基づき、移住者による

- ①空き家に付随する農地の権利取得の推進【第17条の56】
（下限面積（原則50a）の引下げ手続の円滑化）
- ②市街化調整区域内で厳格に運用されている空き家の取得等
（例：農家住宅を一般移住者が取得）の許可が円滑に【第17条の55】

3. 民間資金等活用公共施設等整備事業の創設【第5条第4項第14号・第5章第15節】

廃校跡地等、低未利用の公的不動産の有効活用等について、民間の資金・ノウハウを活用するPPP/PFIの導入を促進



PPP/PFI導入に向けたコンサルティング

PFI推進機構が、地方公共団体の依頼に応じて、公的不動産の有効活用などPPP/PFIに関するコンサルティング業務を実施可能に

【第17条の60】

目標

- 1 関係：住宅団地再生の取組を実施する市町村数を5年間で倍増（現状21%→5年後に4割）（※5ha以上の団地がある市町村は全国で560）
 - 2 関係：計画作成市町村において、移住者数が3割増加（※）（計画作成前後（5年程度）で比較）
 - 3 関係：2013年度～2022年度までの10年間に契約締結したPPP/PFI事業の総収入を21兆円
- ※先進的な自治体の移住世帯数の実績・目標値を参考に設定
雲南市：34世帯（H26）→40世帯（H31）
犬栗市：7世帯（H26）→5年間で50世帯（H27-31）